

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、湧水町における防災計画の一つとして、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって町内の各河川、湖沼、内水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため水防の万全を図ることを目的とする。

2 定 義

（1）湧水町水防本部

町内における水防を統轄するために必要と認められる間、第2章（水防組織）により設置されるものをいう。

（2）指定水防管理団体

水防の責任を有する水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある団体で、知事が指定した次に掲げる27団体をいう。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、志布志市、南九州市、伊佐市、さつま町、**湧水町**、姶良市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、徳之島町、天城町

（3）水防管理者

水防管理団体の長である町長をいう。

（4）水防団

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定による消防団をもって、水防団とする。

（5）消防機関の長

伊佐湧水消防組合消防長をいう。

（6）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

なお、令和5年4月現在、町内に指定団体なし。

(7) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、第5章により発表する警報をいう。

(8) 水防団待機水位

各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

(9) 氾濫注意水位

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

(10) 避難判断水位

高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

(11) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難指示等の発令判断の目安となる水位である。

水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(12) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

3 水防の責任

(1) 水防管理団体の責任（水防法第3条）

町は、県計画で示される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責任

水防管理者は、水防団が行なう水防が十分に行なわれるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

(3) 水防団の責任

水防団は、この計画に基づき、その管理する区域内の水防の任務を十分果たさなければならない。

また、各水防分団長は、水防活動終了後、水防管理者に水防活動を報告しなければならない。

(4) 一般住民の水防義務（水防法第24条）

町内に居住する者は、常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者、水防団長又は消防機関の長から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちにこれに従事しなければならない。

4 安全配慮

水防活動等は、原則として複数人で行うものとし、洪水等において水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動等を実施するものとする。

水防作業のほか、水門（樋門）操作や避難誘導の際も、必要に応じてライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報の入手のためのラジオ等の携帯により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

浸水想定区域内にある水防団又は消防機関は、気象庁が発表する気象警報等の情報を入手し、安全が確保できることを確認した上、活動可能な時間までは、原則として水防活動を優先するものとする。

水防活動等が、長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防活動等に従事するものを随時交代させる。

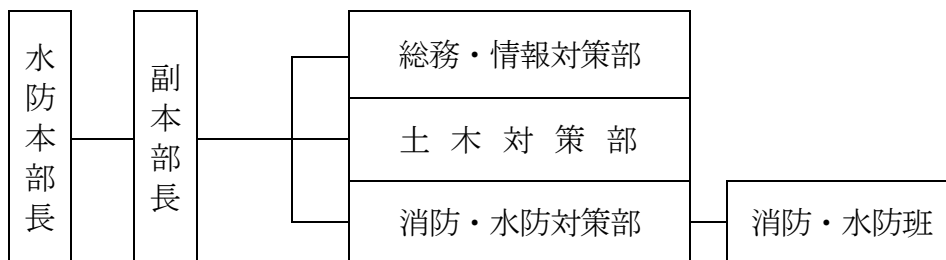
水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の例
① 水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
② 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
③ 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
④ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
⑤ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
⑥ 指揮者や監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
⑦ 指揮者は、水防団員の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
⑧ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、避難場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 水防組織

1 町の水防組織

水防に係るある気象の予報、注意報、警報や水防法の規定により、川内川の洪水予報（洪水注意報、洪水警報）で洪水のおそれがあり、水防の必要を認めるときからその危険が解消するまでの間、庁内に水防本部を設置し、水防業務の遂行に努めるがその他の場合においても常に気象状況、水位の変動に注意し、この組織のもとに完全なる業務の遂行を果たさなければならない。

(1) 組織系統



(2) 事務分担

ア 水防本部の事務分担

区 分	事務分担
水防本部長	町 長
副本部長	副町長、総務課長
総務・情報対策部長	総務課長
土木対策部長	建設課長
消防・水防対策部長	水防団長

イ 細部事項

区 分	業 務
総務・情報対策部	- 水防業務全般にわたる企画 - 水防資器材及び気象情報の整備（雨量、水位、風速、流量、気象情報の調査、記録及び通報）等
土 木 対 策 部	- 排水機場、水閘門等の運用・操作 - 土木関係災害の速報 - 土木災害状況の記録報告 - 各種災害調査 等
消防・水防対策部 (消防・水防班)	- 避難広報及び避難誘導 - 排水機場、水閘門等の操作等 - 水防工法の指導、水防活動 - 現地調査 - 関係機関等との連絡調整 等

(3) 水防本部の設置

気象、洪水等に関する注意報又は警報が発せられた場合及び降雨の状況等により災害の発生が予想され、その対策を要すると認めたときは、水防本部を設置する。

水防計画で定める要員は、気象等の状況により水防本部の設置が見込まれる場合又は水防本部が設置された場合は、勤務時間外においても常にその所在を明らかにし、適時関係者との連絡を取らなければならない。

2 水防管理団体の水防組織等

(1) 水防組織

水防管理者は、管轄する区域の河川等で水防を必要とするところを警戒防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団等を組織しておくものとする。

(2) 水防協力団体の指定

水防管理者は、次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体（事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの）をその申請により、水防協力団体として指定することができる。

ア 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供を行うこと。

ウ 水防に関する情報又は資料を収集し及び提供すること。

エ 水防に関する調査研究を行うこと。

オ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

カ ア～オに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 大規模氾濫減災協議会等への参加

町は、国や県が組織する大規模氾濫減災協議会等に参加するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど防災、減災の取組みを継続的に推進するものとする。

第3章 重要水防箇所等

1 重要水防箇所

管内の河川等で堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等の際して、水防上特に注意を要する箇所であり別表のとおりである。

2 水防箇所

管内の河川等の重要水防箇所外で、沿川区域や沿岸区域のうち人口密度や土地利用の状況等の観点から保護すべき必要性の高いものと認められる箇所であり、別表のとおりである。

3 主要道路における交通途絶予想箇所

管内の主要道路で河川の氾濫、浸水等により、交通途絶が予想される箇所は、別表のとおりである。

4 土砂災害危険区域等

管内の渓流で土石流の発生が予想される箇所は、土砂災害警戒区域等マップ（鹿児島県ホームページに掲載参照）のとおりである。

5 洪水危険箇所

管内の浸水想定区域は、川内川水系を対象として2種類の解析が行われており、湧水町防災マップのとおりである。

このハザードマップに示す計画規模降雨（総雨量286mm／12h）とは、洪水対策の目標とされていた100年に1度程度発生するとされる降雨に基づく解析であり想定最大規模降雨（総雨量455mm／12h）とは、学術的に想定し得る最大規模の降雨に基づく解析である。

土砂災害警戒区域等	湧水町防災マップ
鹿児島県ホームページ参照	湧水町ホームページ参照
	
	

第4章 気象注意報・警報の発表及び諸観測の通報

1 注意報・警報・特別警報の発表と水防関係者の措置

(1) 注意報・警報・特別警報の種類（発表基準は、湧水町地域防災計画による。）

ア 注意報の種類

気象注意報
地面現象注意報※
高潮注意報
波浪注意報
浸水注意報※
洪水注意報
津波注意報

(注) ※印の注意報は、標題を出さないで気象注意報に含めて行う。

イ 警報の種類

気象警報
地面現象警報※
高潮警報
波浪警報
浸水警報※
洪水警報
津波警報

(注) ※印の警報は、標題を出さないで気象警報に含めて行う。

ウ 特別警報の種類

気象特別警報
地面現象特別警報※
高潮特別警報
波浪特別警報
津波特別警報

(注) ※印の特別警報は、標題を出さないで気象特別警報に含めて行う。

エ 土砂災害警戒情報

(2) 水防本部の措置

ア 注意報発表に対する措置

- (ア) 鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし、必要に応じて関係各課（局）、その他関係機関等に注意報の種類、規模、日時その他必要な事項を連絡又は指示する。
- (イ) 注意報が発表されて必要と認められた場合は、水防活動の準備を行う。

イ 警報及び特別警報発表に対する措置

- (ア) 鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし、必要に応じて関係各課（局）、その他関係機関等に警報について通報し、水防について万全を期するよう指示する。
- (イ) 警報又は特別警報が発表された場合は、総務課及び建設課において、別に編成した該当職員は、待機又は水防活動を行うものとする。
- ただし、待機の場合は、気象状況等により、その所定数を増減できる。

(3) 現地班の措置

ア 注意報の発表に対する措置

注意報が発表されて、必要と認められた場合又は水防本部から指示を受けたときは、直ちに現地における水防活動等の準備を整える。

イ 警報及び特別警報の発表に対する措置

警報が発表された場合で、水防本部から指示を受けたときは、関係者等に急報するとともに、水防の策を立てて、現地における水防活動等を行うものとする。

(4) 水防管理者の措置

水防管理者は、注意報又は警報並びに特別警報の通報を受けたとき又は自ら必要と認めたときは、直ちに管内の水防団、消防機関及び水門の管理者等に必要な連絡を取り、水防活動態勢に入らせるとともに、管内の諸般の状況を県水防本部又は始良・伊佐地域振興局建設部長等（以下、地域振興局建設部長等）に報告するものとする。

(5) 水門管理者の措置

水門管理者は、地域振興局建設部長等又は水防管理者から注意報又は警報並びに特別警報の通知を受けたときは、直ちに工作物を点検し、常に水位の変動を監視し必要な措置を取るとともに、その状況を所轄地域振興局建設部長等又は水防管理者に報告しなければならない。

(6) 排水ポンプ管理者の措置

各機場の操作規則及び細則に基づいて、必要な体制及び措置を取るものとする。

(排水ポンプ場の名称・位置・排水能力・管理者等は次のとおり。)

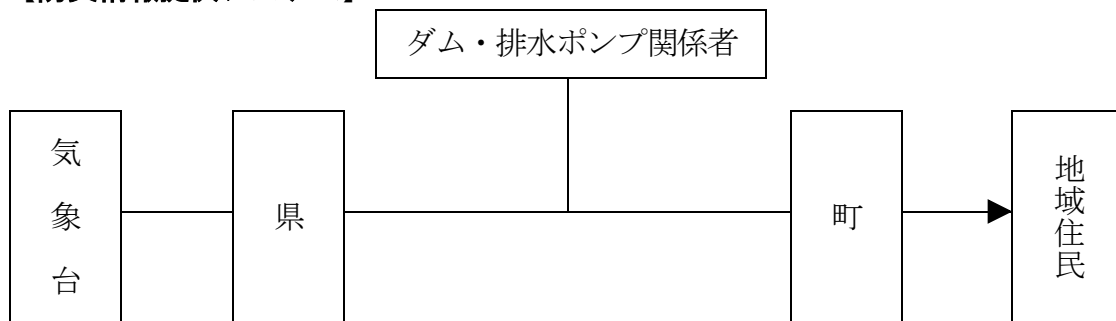
河 川 名	名 称	位 置	台 数	排 水 能 力	管 理 者	連絡電話番号
川内川 (丸池川)	丸池川排水機場	木 場	3 台	$2.5 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 + 5.0 \text{ m}^3/\text{S} = 10.0 \text{ m}^3/\text{S}$	川内川河川 事 務 所 長	0996-22-3271
川内川 (竹下川)	竹下排水機場	中津川	2 台	$1.0 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 2.0 \text{ m}^3/\text{S}$		
川 内 川	排水ポンプ車	木 場	3 台	$1.0 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 + 0.5 \text{ m}^3/\text{S} = 2.5 \text{ m}^3/\text{S}$		
川内川 (樋寄川)	川添排水機場	川 添	2 台	$2.5 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 5.0 \text{ m}^3/\text{S}$	湧 水 町 長	0995-75-2111
	門前排水機場		2 台	$0.6 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.2 \text{ m}^3/\text{S}$		
	竹中排水機場		2 台	$0.8 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.6 \text{ m}^3/\text{S}$		

(7) 気象警報系統図及び水防業務連絡系統図

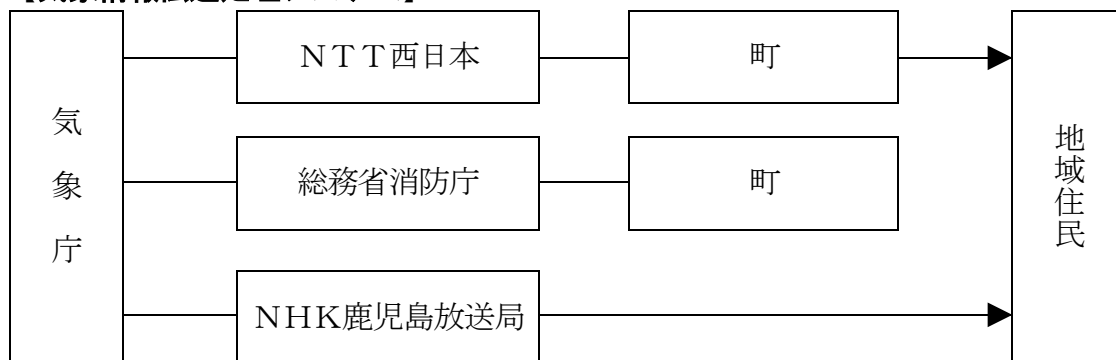
ア 気象警報系統図

気象警報は、防災情報提供システム及び気象情報伝達処理システムを活用して、地域住民等に伝達される。

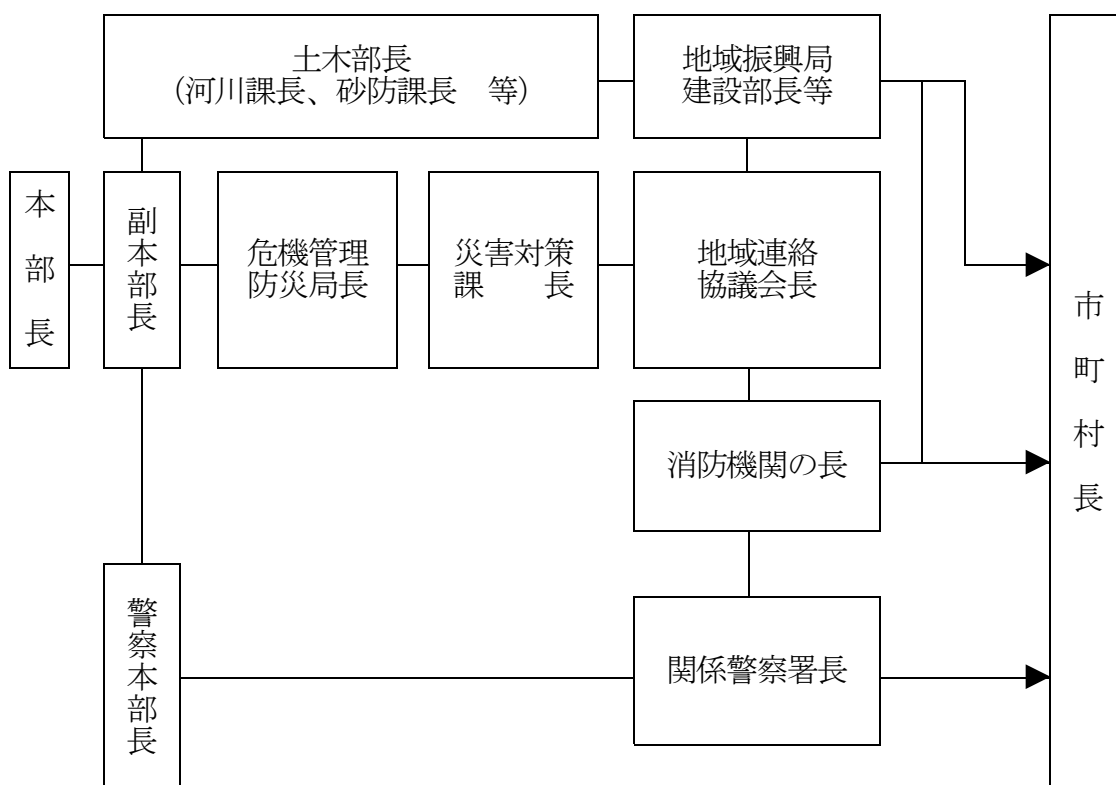
【防災情報提供システム】



【気象情報伝達処理システム】



イ 水防業務連絡系統図



2 諸観測通報

(1) 雨量観測通報

ア 町水防本部は、気象状況により相当の降雨が予想されるときは、始良・伊佐地域振興局建設部等と緊密な連絡を取り、必要に応じて管内の雨量を県に報告する。

また、鹿児島地方气象台と雨量に関する情報を相互に交換するものとする。

イ 町水防本部は、各種システムの活用により雨域の規模・動向等を把握し、必要に応じて防災関係機関等に情報を伝達し共有するものとする。

ウ 鹿児島県河川砂防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所は、通報を省略することができる。

ただし、システムに障害が発生した場合は、以下の基準で通報するものとする。

(ア) 最大24時間雨量80ミリメートル以上又は1時間雨量30ミリメートル以上を観測したとき。

(イ) 1日の総雨量が100ミリメートルを超え、引き続き豪雨が予想されるとき。

(ウ) 雨が止んだとき。(降り始めてからの総雨量)

(エ) (ア)～(ウ)のほか、特に指示されたとき。

エ 町関係分の雨量観測所名及び通報する雨量観測所は、次のとおり。

番号	河川名	雨量観測所名	位 置	種 別	管理者	通報区分
223	川内川	県湧水庁舎	米 永	テレメーター	鹿児島県河川課長	該 当
224	湯谷川	栗 野 岳	川添木原	テレメーター	鶴田ダム管理署長	×
225	川内川	栗 野	木 場	自 記 テレメーター	川内川河川事務所長	×
226	川内川	JR九州吉松保線区	川 西	自 記	JR九州吉松保線区長	×

(2) 水位観測通報

ア 水防管理者又は量水標管理者は、気象関係報道又は自らの判断で出水のおそれがあることを知った場合又は水防警報により出水の通知があった場合には、水位の変動を監視し、指定水位に達した時から直ちに地域振興局建設部長等に通報しなければならない。

イ 地域振興局建設部長等は、通報を受けた場合は、直ちに県水防本部に報告するとともに、適切な措置を取らねばならない。

ウ 次の場合には、観測場所、日時、水位増減の状況等について、県水防本部に通報するものとする。

(ア) 水防団待機水位に達した時から、その水位が下がるまでの間（1時間ごと。）

(イ) 氾濫注意水位に達した時

(ウ) 氾濫危険水位に達した時

(エ) 氾濫注意水位を下った時

(オ) 水防団待機水位を下った時

エ 水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位等は、次のとおり。

観 測 所	観測種別	川内川河川水位 (m)					計 画 高 位 水 位
		水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避 難 判断水位	氾 濫 危険水位		
吉 松	テレメーター	4.60	5.50	—	—		8.30
栗 野 橋	テレメーター	3.80	4.40	5.10	5.80		7.15

(3) 河川砂防情報システムによる情報

インターネットで河川水位や雨量等の情報提供を行っているほか、電話での提供も行っている。

区 分	アドレス
【PC版】	http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/
【携帯電話版】	http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/mobile/
【スマートフォン版】	http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/smart/

(4) インターネット及びiモードによる情報

国が河川情報を提供しているインターネット等のアドレスは、次のとおり。

【川の防災情報】

区 分	アドレス
【PC版】	http://www.river.go.jp/
【スマートフォン版】	http://river.go.jp/s/
【携帯版】	http://i.river.go.jp/

【海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）】

区 分	アドレス
【PC版】	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/
【スマートフォン・携帯版】	http://nowphas.mlit.go.jp

※ 参 考

河川砂防情報システム	川の防災情報
	

第5章 水防警報

1 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事は、水防警報を行う河川が豪雨等により増水して水防団待機水位に達し、氾濫注意水位に達すると思われるとき又は台風による高潮発生及び地震による津波発生のおそれがあるときは、直ちに水防警報を発表しなければならない。

2 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し又は水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・氾濫注意水位等にとらわれず、現地状況より判断し、水防警報を発表する。
準 備	
出 動	
解 除	

(注) 津波注意報・津波警報・大津波警報時に発表する水防警報は、住民の避難誘導等及び津波注意報・津波警報・大津波警報解除後の出水等に備えるもので、警報発表時に水防工法等の対策を行うものではない。

3 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の通知においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭におくものとする。

4 水防警報を行う河川

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川（湧水町関係分）

ア 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名		区 域	
川内川	幹 川 (上 流)	左岸	宮崎県より羽月川合流点まで
		右岸	
	支 流 (綿打川)	左岸	始良郡湧水町大字米永字坂元 3 3 6 8 番の 2 地先 町道橋から幹川合流点まで
		右岸	

イ 水防警報発表者

河川名	発表者
川内川	川内川河川事務所長

ウ 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観 測 所 名	地 先	位 置	水防団待機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	計 画 高 位	観測所地点 の現堤防高
川内川	吉 松	始良郡 湧水町 川 西	幹川右岸 96.350	4.60m	5.50m	8.30m	10.22m
川内川 ・ 支 川 綿打川	栗野橋	始良郡 湧水町 木 場	幹川左岸 87.850	3.80m	4.40m	7.15m	9.90m

エ 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待機	準備	出動	解除
川内川	吉松	水防団待機水位(4.60m)に達したとき。	水防団待機水位(4.60m)を超え、氾濫注意水位(5.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.50m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位(5.50m)以下に下がって、再び増水のおそれがないと思われるとき。
川内川・支川綿打川	栗野橋	水防団待機水位(3.80m)に達したとき。	水防団待機水位(3.80m)を超え、氾濫注意水位(4.40m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.40m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位(4.40m)以下に下がって、再び増水のおそれがないと思われるとき。
		「警戒」：栗野橋において、避難判断水位(5.10m)又は、氾濫危険水位(5.80m)に達したとき。			

オ 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	水防管理団体(水防管理者名)
川内川	吉松	川内川河川事務所長	始良・伊佐地域振興局建設部長	FAX 又は メール	湧水町(湧水町長)
川内川・綿打川	栗野橋				

(2) 知事が水防警報を行う河川(県内19河川)

湧水町管内での該当河川なし。

5 水防警報と通報

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報の通報

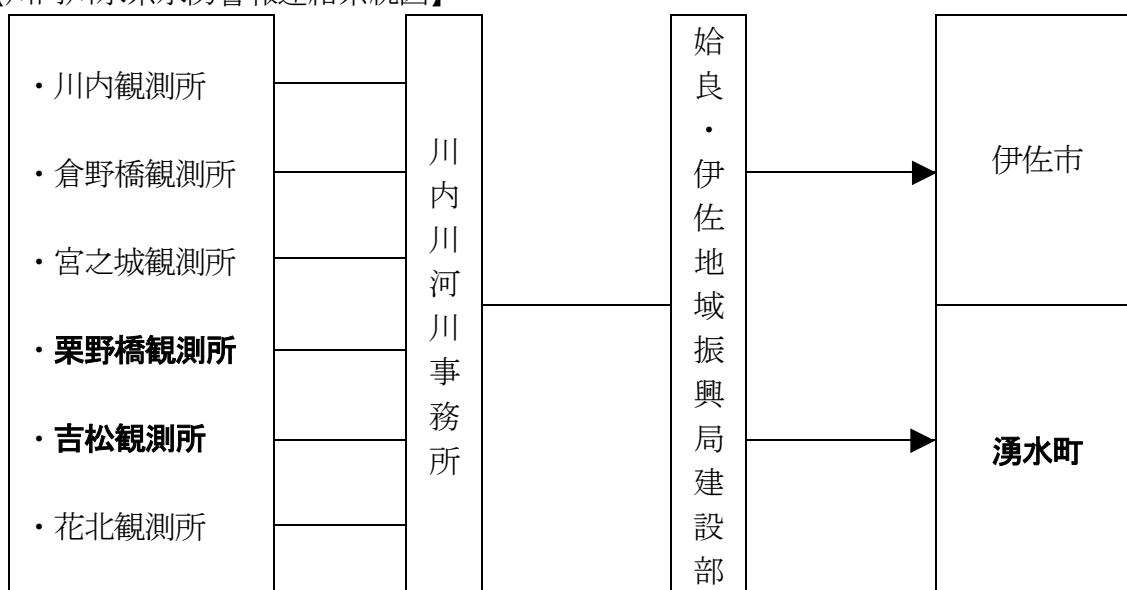
ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川の区域を管轄する地域振興局建設部長は、国土交通大臣(川内川水系については、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長、肝属川水系については、大隅河川国道事務所長)から水防警報発表の通報を受けたときは、直ちに関係水防管理者、その他、水防に関係のある機関へ通報する。

イ 水防警報の通報を受けた県水防本部はその旨を関係機関へ通報するものとする。

ウ 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに、水防団、消防機関を待機させ又は必要に応じて出動その他の措置を取らせるものとする。

エ 水防警報連絡系統図は、次のとおりである。

【川内川水系水防警報連絡系統図】



【水位観測所の位置】



(2) 知事が発表する水防警報の通知

湧水町管内での該当河川なし

なお、水防警報は、県の示す様式で、水防警報の種類（待機、準備、出動、警戒、解除）ごとに発表される。

第6章 洪水予報

1 国土交通大臣が行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

(1) 予報の種類

- ア (川内川) 氾濫注意情報 イ (川内川) 氾濫警戒情報
ウ (川内川) 氾濫危険情報 エ (川内川) 氾濫発生情報

(2) 洪水予報の発表基準

予報の種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるときに発表される。
氾濫警戒情報	次のときに発表される。 ① 基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき。 ② 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されるとき。
氾濫危険情報	次のときに発表される。 ① 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるときに発表される。 ② 基準地点の水位が氾濫する可能性のある水位に3時間以内に到達することが予想されるとき。
氾濫発生情報	予報実施区域内で氾濫が発生したときに発表される。

(3) 洪水予報

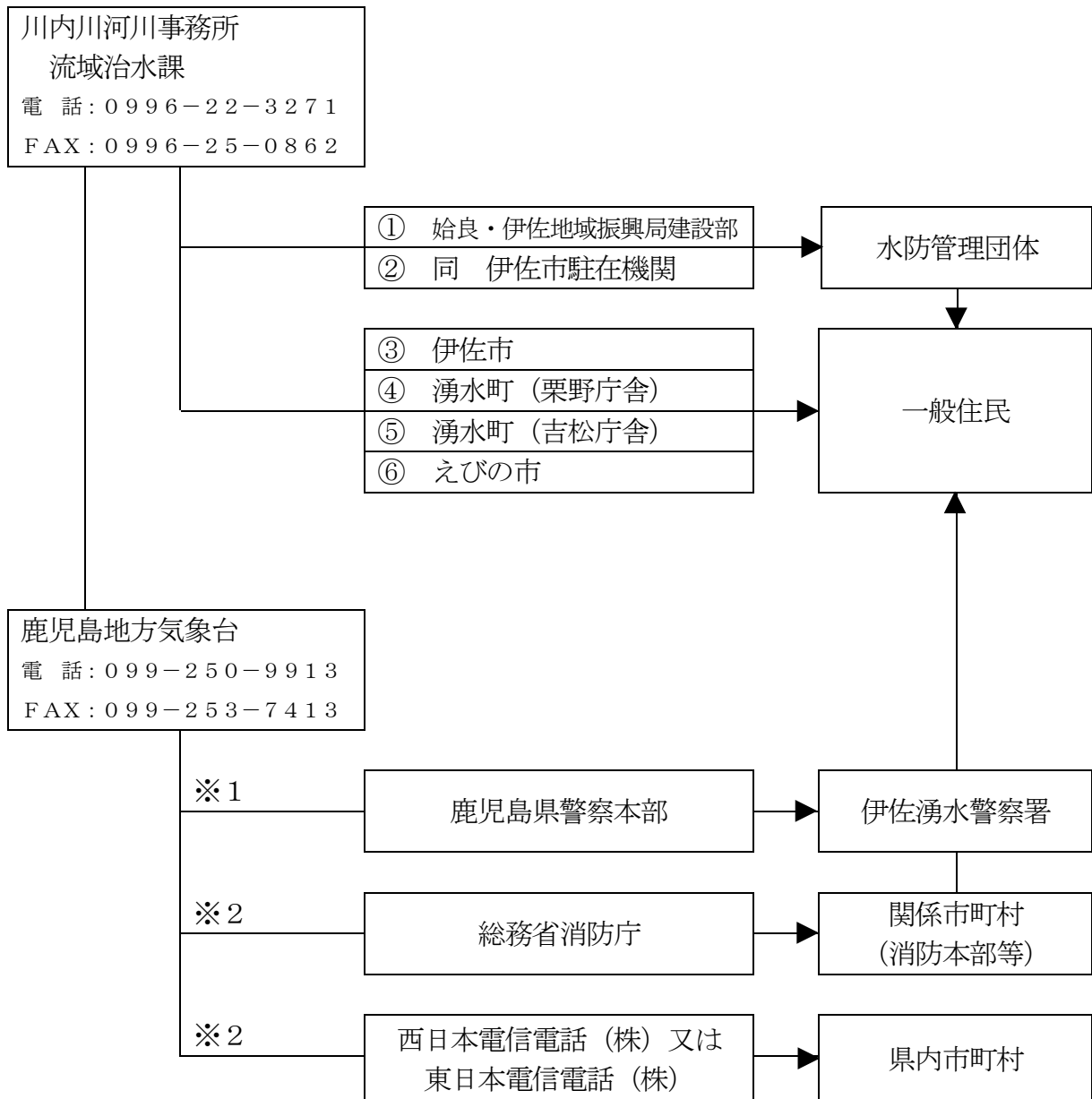
ア 川内川における洪水予報実施区域及び発表基準地点

水系	予報区域	実施区間	基準地点
川内川	川内川 上流部	川内川 左岸：宮崎県えびの市大字原田字池元3824番の1地先から鶴田ダムまで 右岸：宮崎県えびの市大字原田字佐院3871番の1地先から鶴田ダムまで	真幸水位観測所 栗野橋水位観測所
		綿打川 鹿児島県始良郡湧水町大字米永字坂元3368番の2地先から幹川合流点まで	栗野橋水位観測所

イ 川内川における基準水位一覧

河川名	基準観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
川内川	真幸	2.4m	3.3m	4.0m	4.7m	5.86m
	栗野橋	3.8m	4.4m	5.1m	5.8m	7.04m

川内川上流部の伝達系統及び連絡先（関係分）



※１ 防災情報提供システム ※２ 気象情報伝達処理システム

区 分	連絡先	
	電 話	FAX
① 始良・伊佐地域振興局建設部	０９９５－６３－８３５１	０９９５－６３－８３４５
② 同 伊佐市駐在機関	０９９５－２２－１４２３	０９９５－２３－５１６６
③ 伊佐市	０９９５－２３－１３１１	０９９５－２２－１２３１
④ 湧水町（栗野庁舎）	０９９５－７４－３１１１	０９９５－７４－４２４９
⑤ 湧水町（吉松庁舎）	０９９５－７５－２１１１	０９９５－７５－２４５６
⑥ えびの市	０９８４－３５－１１１１	０９８４－３５－０４０１

洪水予報の発表のイメージ（川内川上流部）

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 川内川河川事務所 鹿児島県 鹿児島地方気象台		機関名		機関名		機関名

正 規

川内川上流部氾濫危険情報

川内川上流部洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
川内川河川事務所・鹿児島地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報【洪水】】川内川上流部では、急激な水位の上昇により、
氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。川内川の栗野橋水位観測所（始良郡湧水町）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。川内川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、伊佐市、始良郡湧水町、えびの市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。川内川の真幸水位観測所（えびの市）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。川内川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、えびの市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

川内川上流部の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
栗野橋 水位観測所 (始良郡湧水町)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

第7章 水位情報

1 水位情報の通知

国土交通大臣又は鹿児島県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めて一般に周知しなければならない。

この際、町長は、水防団へ水位情報を通知するとともに防災行政無線や広報車両等を用いて、住民等に周知・徹底する。

2 国土交通大臣が水位情報の周知を行う河川（いわゆる水位周知河川）

※ 氾濫危険水位をもって洪水特別警戒水位とする。

湧水町管内での該当河川なし。

3 鹿児島県知事が水位情報の周知を行う河川（いわゆる水位周知河川）

※ 氾濫危険水位をもって洪水特別警戒水位とする。

湧水町管内での該当河川なし。

第8章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定

国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知する。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況は、以下のとおり。

○ 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域

ア 国土交通大臣が管理する河川（関係分）

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町	浸水想定区域 (公表HPアドレス)
川内川	川内川	H28. 6. 10	薩摩川内市	http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/bousai/kouhyou/index.html
	羽月川		さつま町	
	隈之城川		伊佐市 湧水町	

イ 鹿児島県知事が管理する河川

湧水町管内での該当河川なし。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報、水位到達情報、その他の人的被害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法

イ 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として、町長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの。

- (ウ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であつて、国土交通省令で定める基準を参酌して、条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）
- オ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（３）洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む場合は、地域防災計画において定められた上記（２）に掲げる事項を住民、滞在者、その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第８条第３項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じる。

（４）地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第１５条第１項の規定により、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を町長に報告するものとする。

町は、地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達情報を定めるものとする。

【地下街等一覧】

地 域	名 称	連絡先	住 所
吉 松	該当施設なし		
栗 野	該当施設なし		

（５）要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第１５条第１項の規定により、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

この際、町は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

【要配慮者利用施設一覧】

地 域	名 称	連絡先	住 所
吉 松	医療法人昭芳会 林内科医院	0995-75-2047	中津川 498
	湧水町立吉松幼稚園	0995-75-2300	中津川 447-1
	吉松小学校	0995-75-2008	中津川 476
	吉松中学校	0995-75-2014	川 西 2137-1
栗 野	湧水美空福祉会 ニッ葉認定こども園	0995-74-2052	北 方 805
	医療法人新山会 くりの後庵クリニック	0995-74-1500	木 場 973-1
	医療法人ひらしまクリニック	0995-74-2800	米 永 585-17
	湧水館デイサービスセンター	0995-74-4008	木 場 1077-2
	げんき生活サポートえがお 湧水店	0995-54-1725	木 場 956-6
	栗野小学校	0995-74-2004	木 場 880-1

（６）大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第１５条第１項の規定により、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

この際、町は、地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

【大規模工場等一覧】

地 域	名 称	連絡先	住 所
吉 松	該当施設なし		
栗 野	該当施設なし		

２ 津波対応

湧水町管内での浸水想定なし。

なお、町は、津波災害対策の計画作成対象自治体ではないが、町民の津波による死者数をゼロにする目標達成に向けて、理解すべき事項を湧水町地域防災計画（資料編）に関係事項を整理、抜粋して記述する。

第9章 出動・監視・警戒及び水防作業

気象注意報及び気象警報又は水防警報の発令があった場合における水防関係職員その他の関係者の水防のための出動、監視、警戒及び水防作業は、気象の状況、水位の状況等によって、次のとおり実施しなければならない。

1 出 動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

- ア 水防警報河川にあっては、出動準備を要する水防警報が発表されたとき。
- イ 河川等の水位が氾濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。

(2) 出 動

水防管理者は、次の場合直ちに管下水防団又は消防機関をしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせ、その旨地域振興局建設部長等に報告するものとする。

- ア 水防警報河川にあっては、水防出動を要する警報事項の伝達を受けたとき。
- イ 河川の水位が、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- ウ 堤防に異常を発見したとき。

観 測 所	観測種別	川内川河川水位 (m)				
		水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避 難 判断水位	氾 濫 危険水位	計 画 水位
吉 松	テレメーター	4.60	5.50	—	—	8.30
栗 野 橋	テレメーター	3.80	4.40	5.10	5.80	7.15

2 巡視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、常時巡視員を設け、随時区域内の河川堤防等を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに、地域振興局建設部長等に報告するものとする。

- ア 裏法（居住地側堤防斜面）の漏水によるひび及び欠け崩れ
- イ 堤防の冠水状況
- ウ 堤防の上端のひび又は沈下
- エ 川側堤防斜面のひび又は欠け崩れ
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水
- カ 橋りょうその他の工作物と堤防との取付部分の異常

(3) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し若しくは制限し又はその区域からの退去を命ずることができる。

この際、水防団長、水防団員、若しくは、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があった場合は、警察官がこれらの者の職権を行うことができる。

3 非常事態の発生と水防作業

(1) 非常事態の発生

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者は、直ちにその旨を地域振興局建設部長等並びに氾濫のおそれある方向の隣接地城の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報しなければならない。

(2) 応 援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 自衛隊の出動

自衛隊法第83条により、自衛隊は災害に際し、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、独自の判断により出動する。

(4) 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

(5) 水防作業

洪水に際して堤防に異常の起こる時期は、滞水時間によることはもちろんであるが大体水位が氾濫注意水位を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起こる場合が多く、水位が7～8割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するにあたっては、堤防の組織材料、流速、堤防斜面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその附近で得やすい工法を施工することが必要である。

工法は、その選定を誤らなければ、一種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施行し、極力水害の防止に努めなければならない。

水防作業を必要とする発生事態とその各々に適合する施策工法等は、次表のとおりである。

水防工法一覧表

原 因		工 法	工法の概要	利用箇所、河川	主に利用する資材
越 水 防 止		積 み 土 の う 工	堤防天端に土俵または土のうを数段積み上げる。	一 般 河 川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せ き 板 工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる。	都市周辺河川 (土のうが入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇 か ご 積 み 工	堤防天端に土俵の代わりに蛇かごを置く。	急 流 河 川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水 マ ッ ト 工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く。	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏 む し ろ 張 り 工	堤防裏のり面(居住地側)をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体 (固い場所)	むしろ、半割竹、土俵
		裏 シ ー ト 張 り 工	堤防裏のり面(居住地側)を防水シートで被覆する。	都市周辺河川 (むしろ、竹が入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏 水 防 止	川 裏	釜 段 工 (釜築き、釜止め)	堤防から離れた箇所の漏水(湧水)を、土のうを円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる工法のこと。	一 般 河 川	土のう、防水シート、鉄筋棒、塩ビ管
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のうが入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄 板 式 釜 段 工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうが入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプ杭
		月 の 輪 工	堤防裏のり下部の漏水(湧水)を、土のうを半円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる工法のこと。	一 般 河 川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうが入手困難)	既製水のう、杭、土のう、ビニロンパイプ
		た る 伏 せ 工	裏小段、裏のり先平地に底抜きしたる又はおけを置く。	一 般 河 川	たる、防水シート、土のう
		漏水シート張り工	裏のり、犬走りに防水シートなどを敷き並べる。	一 般 河 川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏 水 対 策	川 表	詰 め 土 の う 工	川表のり面(川側)の漏水口に土俵などを詰める。	一 般 河 川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木杭、竹杭
		む し ろ 張 り 工	川表の漏水面にむしろを張る。	一 般 河 川 (水深の浅いところ)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る。	一 般 河 川 (漏水面の広いところ)	むしろ、縄、杭、ロープ、竹、土のう
		シ ー ト 張 り 工	川表の漏水面に防水シートを張る。	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、杭、ロープ、土のう
		た た み 張 り 工	川表の漏水面にたたみを張る。	一 般 河 川 (水深の浅いところ)	たたみ、杭、縄、土のう、鉄線
洗 掘 防 止		む し ろ 張 り 工 継ぎむしろ張り工 シ ー ト 張 り 工 た た み 張 り 工	漏水防止と同じ 家屋のたたみを連結し、損傷部に敷き詰め傷口の拡大を防止する工法のこと。	芝 付 き 堤 防 (比較的緩流な河川)	漏水防止と同じ
		木 流 し 工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する。	急 流 河 川	立木、土のう、ロープ、鉄線、杭
		立 て か ご 工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する。	急 流 河 川 砂 利 堤 防	鉄線蛇かご、詰め石、杭、鉄線

原 因		工 法	工法の概要	利用箇所、河川	主に利用する資材
洗堀防止		捨て土のう工 捨て石工	裏のり決壊箇所に土のう又は大きい石を投入する。	急流河川	土のう、石、 異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する。	緩流河川	竹、杭、ロープ、土のう
決壊防止		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する。	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため、杭を打ち中詰め土のうを入れる。	凸側堤防 (他の工法と併用)	杭、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う。	比較的緩流な河川	竹、縄、ロープ、わら、かや、土のう
き裂防止	天端	折り返し工	天端やのり面のき裂を竹の弾力を活用し、き裂箇所をはさんで、き裂の拡大を防ぐ工法のこと。	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		杭打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに杭を用いて鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線
	天端から裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ。	粘土質堤防	竹、土のう、縄、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が堤防天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防工	継ぎ縫いのうち竹の代わり鉄線を用いる。	石質堤防	杭、金網、鉄線、土のう
		五徳縫い工	天端や小段の平場のき裂を、竹の弾力を活用し、竹3本組、竹4本組を利用し、き裂の拡大を防止する工法のこと。	粘土質堤防	竹、縄、ロープ、鉄線、土のう
裏のり崩壊防止	き裂	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす。	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近に杭を打ちこむ。	粘土質堤防	杭、土のう
		簞止め工	裏のり面にひし形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する。	急流河川	鉄線かご、詰め石、杭、そだ
		杭打ち積み土のう工	裏のり面に杭を打ち込み、中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	杭、布木、鉄線、土のう
		土俵羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる。	一般堤防	竹杭、土砂、土のう
		繋ぎ杭打ち工	裏のり面に杭を数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる。	一般堤防	杭、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土俵工	繋ぎ杭打ちとほぼ同じで、さくを作る。	一般堤防	杭、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面に杭打ちさくを作り、中詰め土のうを入れる。	一般堤防	杭、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

「水防工法ハンドブックより引用」

第10章 通信連絡及び輸送

1 通信連絡

水防時に必要とする連絡のため、電話、無線電話、電報等の通信を要するものの主な系統は、第4章（1の7）に定めたものとする。

また、水防通信受発地点、水防倉庫設置箇所、水防作業現場等には、必ず連絡用自動車等を設置しなければならない。

この際、水防上緊急を要する通信は、非常通信の取扱いをするものとする。

2 非常時、通信の確保

（1）ダイヤル通話とふくそう対策

大雨、洪水、高潮又は津波等の発生に際し、防災関係機関の円滑な情報連絡を確保するためNTTは、重要通信の疎通確保に支障を来たさないよう次の措置を講じる。

ア 防災関係機関の重要通話を確保する。

電話サービス契約約款第68条の2に定める災害時優先電話の選定を適切に行い通話規制の対象にしない。

イ 街頭公衆電話（グレー、緑色）からの通話は、規制されない。

（2）非常通話及び電報の取扱い

防災関係機関は、災害時における非常電話による優先利用を図るため、平常時からNTT西日本鹿児島支店に連絡し、非常電話の指定を受けておくものとする。

また、災害対策のため特に緊急を要する電報は、非常扱い電報の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。

非常扱い電報を申し込むにあたっては、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出る。

（3）通信の途絶防止

災害が発生した場合、次により臨機の措置をとり、重要通信の確保を図る。

ア 通信回線が途絶した場合、衛星携帯電話の活用を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、県に報告するとともにNTTに臨機の措置等を依頼する。

ウ 著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル（117）」及び「災害用伝言板（web171）」を活用する等、現況把握に努める。

（4）非常通信

大雨、洪水等のため非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときは、人命救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序維持のために限って利用することができる。非常通信の取扱いは、すべての無線固定局、移動局であって災害地域等に無線局（パトロールカー等陸上移動局）が派遣され又は移動している場合は、その無線局を利用することができる。

3 防災行政、水防及び消防防災無線の取扱い

(1) 無線局の運用

ア 平常時

常時運用とする。

通信の運用は、県防災行政無線管理運用規程によるほか、別に定める。

イ 非常時

災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、通話がふくそうし、災害に関する無線電話の運用に支障をきたすおそれがある場合は、統制局の統制により運用する。

(2) 防災行政無線設置状況（関係分）

ア 衛星携帯電話[半固定・防災連絡用]

設置場所：栗野庁舎2階（総務課）

自局：080-8367-6085

No	局 名	電話番号	備 考
1	県 庁	080-8367-6065	
4	鹿児島市	080-8367-6068	広域避難受入れ時
13	阿久根市	080-8367-6077	広域避難受入れ時
15	薩摩川内市	080-8367-6079	広域避難受入れ時
16	さつま町	080-8367-6080	
18	霧島市	080-8367-6082	
19	伊佐市	080-8367-6083	
20	姶良市	080-8367-6084	
21	湧水町	080-8367-6085	
29	南大隅町	080-8367-6093	災害時相互応援時

イ 衛星映像受信装置

設置場所：栗野庁舎2階（総務課）

4 輸 送

輸送経路の選定にあたっては、地域振興局建設部長等へ管内の状況を報告するとともに、被害の状況や輸送の必要性に応じた通行路線の決定を行う。

第11章 避難のための立退き

洪水、高潮、津波等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、本部長、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示する。

水防管理者は、警察署長とあらかじめ避難先、避難経路等について協議し、必要な措置を講じておかなければならない。

水防管理者が立退きを指示したときは、速やかに水防本部にその旨報告しなければならない。

第 1 2 章 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第 4 1 条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、その水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防法第 2 8 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- ウ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- エ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第 2 8 条の規定によって、公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書をこれらの委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

第	号	公用負担権限委任証明書	
年 齢 氏 名 上記の者に〇〇の区域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。 年 月 日 水防管理者（水防団長、消防機関の長） 氏 名 印			

(3) 公用負担証票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

第 号				
公 用 負 担 証 票				
件 数	数 量	負担内容 (使用収用処分等)	期 間	適用
年 月 日 水防管理者氏名 ⑩ (水防団長・消防機関の長) 事務取扱者氏名 ⑩ 殿				

3 損失補償

前記権限行使によって、損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

第13章 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知するとともに地域振興局建設部等にその旨報告するものとする。

観測所	観測種別	川内川河川水位 (m)					計画水位
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位		
吉松	テレメーター	4.60	5.50	—	—	8.30	
栗野橋	テレメーター	3.80	4.40	5.10	5.80	7.15	

第 1 4 章 水防報告と水防記録

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の記録を作成し保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 法第 2 8 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出動の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲水防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式により、水防本部長に報告するとともに、水防本部長は、当該水防管理者からの報告について国（九州地方整備局）に報告するものとする。

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時			至 月 日 時					
出動人	水防団員		消防団		その他		合 計		
水防作業の概況及び工法	箇所： 工法：								
水防の結果	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被 害	m m	m ² m ²	m ² m ²	戸 戸	m m	m m	人 人	
使用資器材	かます、俵					居住者の 出動状況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の 死 傷			
	丸 太								
	そ の 他					雨量水位の 状 況			
水防活動に関する 自己批判									
備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

別記第2号様式（記入例）

令和〇年台風〇号における水防活動
(鹿児島県湧水町消防団・令和〇年〇月〇日～〇日)

○ 概要
湧水町消防団は、令和〇年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動した。町内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により、河川が増水したが、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出勤延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	- 土のう積み（300袋） - 避難誘導（20世帯） - 排水作業（3件）
水防活動または 被害状況写真		水防活動または 被害状況写真
〇〇川左岸（〇〇地先） 堤防巡視	〇〇川左岸（〇〇地先） 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真		水防活動または 被害状況写真
〇〇川右岸（〇〇地先） 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

水防活動実施箇所
地図

第15章 水防施設及び水防器具

1 水防施設

町（指定水防管理団体）は、水防倉庫又は水防資材の備付場をなるべく水防活動に便利な場所に設置し、必要な器具資材を準備しておく。

水防倉庫又は水防器具資材の備付場には、その施設に応じて標準備蓄数量を木製標札等で明記するものとする。

2 水防器具資材

町（指定水防管理団体）は、おおむね次のとおり器具資材を準備しておくものとし、特に、停電時の情報聴取のため携帯用ラジオ及び電池を準備しておくものとする。

備蓄資器材標準数量（整備目標）

品 名	単 位	数 量	品 名	単 位	数 量
かます 吠（ビニール土のう等）	枚	2,000	とう すき 唐 鋤	丁	10
むしろ 筵	枚	200	かけ や 掛 矢	丁	10
なわ 縄	本	100	竹	束	50
杉丸太末口3寸～3間	本	20	そ だ 粗 朶	束	200
〃 3寸～2.5間	本	50	スコップ	丁	30
〃 3寸～2間	本	100	たこ つき 蛸 槌	丁	10
〃 3寸～1間	本	200	ペンチ	個	8
かま 鎌	丁	10	ハンマー	丁	8
のこぎり 鋸	丁	15	はり がね 針 金	kg	50
おの 斧	丁	8	照明器具	個	5

3 その他

水防管理者は、水防器具資材確保のため、水防区域住民の手持器具資材をあらかじめ調査して、緊急の場合の補給策を講じておく。

第16章 水防信号

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、次のとおりである。
(昭和24年10月17日鹿児島県規則第85号)

(1) 第1信号

氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

(2) 第2信号

水防団員及び消防機関に属する者の全員が、出動すべきことを知らせるもの。

(3) 第3信号

当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。

(4) 第4信号

必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべき事を知らせるもの。

(5) その他

地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

2 区分及び信号

区分／方法	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。	
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
	水防団員及び消防機関に属する者の全員が、出動すべきことを知らせるもの。	
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止
	当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。	
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止
	必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべき事を知らせるもの。	
参 考 事 項	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

第17章 水防訓練

1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について、平素から水防団、消防機関及び水防協力団体の訓練を実施しておくことが必要である。

- ・ 観 測
- ・ 通 信
- ・ 動 員
- ・ 輸 送
- ・ 工 法
- ・ 水門等の操作
- ・ 避難、誘導、救護

2 実施時期等

- ・ 指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に行うものとする。
- ・ 水防訓練実施については、予め地域振興局建設部等に通知すること。

3 報 告

水防訓練実施後は、訓練の結果を県本部長に報告するものとする。

第18章 協定等

湧水町における大規模な災害時の応援に関する協定書に基づき、災害発生後又は災害が発生する見込み段階から、排水ポンプ車の運用を要請する。

この際、平素からホットラインの構成や水防・洪水予報連絡会、合同巡視等において関係者間の連携を密に行うものとする。